

## 中国大陸の特許商標の代理権が香港に開放される

北京と香港が過日締結した“ 中国大陸と香港の更に緊密な経済貿易関係の構築に関する協定 の開放拡大協議の要旨”(CEPA2)によれば、従来分野市場への参入を認める要件を緩和する前提の下、香港に対して八大サービス業をあらたに開放することが規定され、特許代理、商標代理は、そのうちの二つの重要な分野として含められることとなった。

“CEPA2”は、特許代理と商標代理の二つの知的財産権に関する分野について規定を設けている。特許代理については、香港の住民が中国大陸の全国特許代理人資格試験を受験することを認めており、商標代理に関しては、法律の定める経営主体資格を取得した後、香港の役務提供者は、中国大陸でこれに関する業務を行なうことができる。これは、北京と香港の経済貿易協力の更なる緊密化という大きな背景の下、二都市間の知的財産権の分野における協力もあらたな段階に至ったことを表わしている。

このほか、新しく開放された八大分野には、空港管理、職業紹介所、情報技術等が含まれている。さらに、今回あらたに締結された協定は、従来のCEPAを基礎として、香港を原産地としており中国大陸へ輸入するときに関税が免除される製品の種類を374種から1087種まで拡大したのにとどまらず、また法律、会計、医療等の11分野においても、香港のサービス及び役務提供者に対してさらに市場参入を認める要件を緩和したものとなっている。

2004年10月7日『中国知識産権報』より

## 中国の電池が米国エネルギーに勝利

国慶節も過ぎたばかりの頃、“南孚”、“双鹿”等の中国の多くの電池メーカーに、遂に長らく待たれていた吉報がもたらされた。 - 米国エネルギーコーポレーションの米国市場で中国製電池を締め出そうとする企図はくじかれ、水疱に帰した。この特許を武器とした争いにおいては、中国企業が勝者となった。

記者が中国電池工業協会から得た情報によれば、2004年10月4日、米国国際

貿易委員会（以下、「ITC」という。）が無水銀アルカリマンガン電池特許権侵害調査（以下、「337 電池調査事件」という。）に関して下した最終決定によれば、原告エナジーコーポレーションの米国特許第 5464709 号（以下、「709 号特許」という。）は、確定性を具備しない為、無効である旨認定され、米国 ITC の 337 電池調査事件に関する調査は、今年 6 月 2 日米国 ITC ブルック行政判事の決定を変更することで終結した。当該決定では、中国企業を含む電池生産メーカーが原告エナジーコーポレーションの有効かつ実施可能な 709 号特許を侵害していることが既に認定され、中国大陸及び香港の企業を含む電池生産メーカーは、全面的に排除されるべき旨の勧告がされていたが、これに対して中国側の企業により再審査が請求されていた。米国 ITC の最終決定では、中国大陸と香港の企業を含む電池生産メーカーは、無水銀アルカリマンガン電池を引き続き米国に輸出することができることとされた。

2003 年 4 月 28 日、米国エナジーコーポレーションは、米国 ITC に 337 電池調査事件について請求を提出し、5 月 28 日に立件された。原告は、6 ヶ国（地域）の 24 社の企業を相手方とし、“南孚”、“双鹿”、“豹王”、“虎頭”、“長虹”、“三特”、“正龍”等のブランドを有する 7 社の中国大陸の電池メーカーと 2 社の香港の電池メーカーがその中に含まれていた。337 電池調査事件は、進行が早く、高額のコストを要し、困難で、一旦請求が認容されれば制裁は厳格なものとなり、中国電池メーカーの対米輸出は完全にシャットアウトされる為、中国の電池業界は極めて厳しい試練と挑戦に直面した。中国電池工業協会の統計によれば、2003 年の中国の対米電池輸出量は約 3 億本で、輸出額は約 4000 万米ドルにもなる。一旦中国企業の権利侵害が認定されれば、輸出額への影響は極めて巨大なものとなる。中国電池工業協会は、18 社の企業連合からなる応訴団を組織し、15 ヶ月にも及ぶ困難な抗弁、証拠収集、証拠調べ、審尋、口頭弁論、再審査を重ね、遂に中国企業に対して有利な ITC の最終決定を勝ち取り、さらにエナジーコーポレーションに同類の無水銀アルカリマンガン電池の欧州特許を放棄することを余儀なくさせる結果を得た。

2004 年 10 月 14 日『中国知識産権ネット』より

## 李玉光 「中日の知的財産権における

### 交流、協力を強化しなければならない」

“日本は、中国への特許出願が最も多い国で、中国にとって最大の貿易パー

トナーの一でもあり、中日の知的財産権保護の方面における交流と協力を積極的に展開することは、非常に重要な意義がある。” 国家知識産権局副局长李玉光氏は、先日、第 13 回中日（仏山）知的財産セミナーに出席した折、このように指摘した。

李玉光氏は、次のようにも指摘している。近年来、中日の経済貿易の発展と成長は急速なもので、投資が貿易を促進する新動向がみられるようになっており、日本の在中投資企業の貿易額が中日の貿易総額に占める割合は次第に大きくなっている。日本の企業は、知的財産権の中国における保護を非常に重視しており、その特許出願件数は、中国へ特許出願をする 120 余ヶ国（地域）すべての中で第一位を占めている。中日知的財産セミナーの開催は、両国の企業の為に、相互理解と協力促進の場を提供したもので、重要な意義があるといえる。

2004 年 10 月 1 日『中国知識産権ネット』より

## 朗科、ソニーを特許権侵害で提訴

深セン市中級人民法院はこのほど、深セン市朗科科技有限公司が日本のソニーをフラッシュメモリの発明特許権を侵害したとして起訴していた訴訟を正式に受理し、当該事件は 2004 年 10 月 28 日から深セン市中級人民法院にて開廷されることになる。

朗科会社は、フラッシュメモリは当社が 1999 年に取得した重大な研究成果であり、2002 年 7 月には中国の発明特許権 “ データ処理システム用快速フラッシュ電子式のデータ外部保存方法及びその装置 ” ( 特許番号：99117225.6 ) を取得した、と主張している。朗科会社はまた、ソニーが権利侵害を直ちに停止し、1000 万人民币を賠償するよう請求している。

朗科公司法務センター総監督の路攀は、ソニーが生産する USB 接続式フラッシュメモリ製品は、朗科会社の特許技術やその他の特許技術をコピーしたものである疑いがあることは、既に大量の証拠があることが物語っている。この行為は朗科会社の許可を得ていない状況下で、朗科会社の知的所有権を深刻に侵害しており、朗科会社に巨大な経済的損失を与えている、と述べている。

ソニーは 2002 年、中国のフラッシュメモリ市場に全面的に参入することを宣言し、現在までに、標準型 5 種、小型 3 種、メモリースティック 1 種、指紋照合型 2 種を含めた 4 シリーズ計 12 種のラインナップをそろえている。これらの製品のほとんどは、ソニーの江蘇省無錫工場により生産されたものである。9 月 24 日、人民法院はソニーの中国無錫工場で生産されている権利侵害の疑いがあ

る関連製品を差押え、その関連する財務帳簿に対しても証拠保全の措置が採られた。

10月14日、ソニー中国公司是初めて書面による説明を発表し、当該事件を処理するに当たっての三大原則を再度表明した。ソニーは、所在国の法律法規を遵守し、知的所有権を尊重することはソニーが中国を含む世界各国で発展いく上での原則であるということを堅持する。既に法的手続の段階に入っている本事件に対し、ソニーは引き続き沈黙を保持することで、中国の法律と人民法院を尊重する。“何者かが故意により非難をした”場合、ソニーは“中国の法的体制の下、あらゆる必要とされる法的措置を採り、自らの適法な權益を断固として保護する。”としている。

10月15日、朗科公司是本新聞社へ送付してきた“権利行使に関する声明”の中で、次のように表明している。「朗科公司是、2002年9月に既に北京華旗（愛国者）、富光輝等の公司がわが社の發明特許權を侵害しているとして提訴しており、今年6月には一審で勝訴している。ソニーは朗科公司がフラッシュメモリに関する多数の發明特許を有していることを明らかに知っていながら、朗科公司のライセンスを得ていない状況下で、2002年から、中国国内において大規模にフラッシュメモリ製品を販売し続け、非合法にフラッシュメモリを製造している疑いのある大型工場を公然と開設している。その権利侵害の疑いのある規模は大きく、権利侵害をしている疑いのある時間の長さもまれに見るものである。これは、朗科公司の特許權を国際的な巨頭が悪意により侵害し、中国の法律への挑戦を試みるという重大な事件である。」

朗科公司とソニーとの争いについて、業界関係者は、これは本質的には世界のフラッシュメモリ業界における新旧勢力の交戦であり、今回の交戦の結果次第では同業界の国際標準の方向性を左右しかねない、と考えている。

本報では、引き続き当該事件の進展に注目していく。

2004年10月21日『中国知識産權報』より